平成２３年（フ）第３４７０号
札幌市東区北19条東19丁目１番14号
債務者　坂本　賢一
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５３５号
札幌市豊平区月寒東２条１丁目４番１号　プログレスビル202号
債務者　座間　和雄
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５４２号
札幌市西区西野９条５丁目１番６号　マンション正富203号
債務者　松田千鶴子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５４８号
北海道江別市野幌美幸町１番地の27
債務者　神　　健二
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５６７号
札幌市中央区北１条東12丁目22番地87　グローリーＮ１―205号
債務者　新居麻由美
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６２４号
札幌市東区北５条東12丁目16番地３　パシフィック北五条319号
債務者　土田　和宏
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０５３号
名古屋市天白区御前場町31番地　御前場荘４棟504号
債務者　菱木　良高
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８５号
京都府京丹後市網野町網野981番地
債務者　倉田千恵子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第８９号
京都府京丹後市峰山町杉谷864番地の９
債務者　木村富美子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第３３０号
広島県福山市駅家町大字万能倉1368番地１　コーポ宮２―102、旧住所広島県府中市高木町1169番地12
債務者　玉井　朝美
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３３３号
広島県福山市神村町25―１　アネックス横屋Ｂ―206、住民票上の住所広島県尾道市向島町8514番地４
債務者　花本　　誠
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３４９号
広島県福山市駅家町大字江良735番地５、旧住所広島県福山市駅家町大字江良350番地の１　誠和ハイツ103
債務者　中山　督子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第６８号
広島県安芸高田市吉田町桂373番地
債務者　河野　隆三
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第１９号
埼玉県深谷市見晴町26番地１　県営深谷萱場団地５―104
債務者　佐久間好隆
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第７０５号
新潟県五泉市村松甲1691番地
債務者　五十嵐美代子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３８１号
愛知県常滑市北条２丁目８番地　県営北条住宅１棟305号
債務者　千足　敏雄
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１００号
名古屋市天白区一本松１丁目707番地　シャレックスイン105号
債務者　Ｗｉｔｈウィズこと　佐々木敏雄
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部